


施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の 基本情報			施設番号	S00683	住所(所在地)	松阪市殿町1508番地				
			施設名称	殿町中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和38年度			
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産			
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が、昭和23年の学校再配置により現在の殿町中学校となる。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	34 台		
	土地	敷地面積	14893.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和39年 1月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	2098.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成9年			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-			体育館: 退避先(地震○、津波○、風水害○、指定避難所●) 校舎: 退避先(地震○、津波○、風水害○)				
		洪水浸水想定区域内にある	○							
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-	
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	○	
	(歴大規 3・規 0計模 0画改 万修 円等 以上 の履)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
平成28年度		殿町中学校(柔剣道場)		武道場天井改修工事			9,047,160 円			
平成30年度		校舎		空調設備整備			59,454,852 円			
リスク・高機能化対応度	平成21年 安全安心な学校づくり交付金(障害)【エレベータ棟:2棟、多目的トイレ棟:1棟】 平成30年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進んでいます。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理の概要	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名			業務内容						
	正規職員	人	労務員	0.10 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.10 人
④ 施設の 利用状況等	利用内容	単位	実績数							
			平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による							
	児童数	人	376	372	376					
	年間利用件数	件	-	-	-					
	利用可能件数	件	-	-	-					
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-					

【殿町中学校(校舎)】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤ 管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	18,823,823	15,572,617	17,637,167
	光熱水費	4,736,527	4,469,562	5,091,357
	保守点検委託料	2,229,622	2,144,114	2,337,931
	賃借料	3,773,695	3,440,576	2,732,743
	修繕費	2,766,268	196,030	1,148,120
	その他の経費	5,317,711	5,322,335	6,327,016
	人件費	665,700	665,700	687,200
	職員等	665,700	665,700	687,200
	非常勤職員	0	0	0
	①小計	19,489,523	16,238,317	18,324,367
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	112,710	125,970	148,920
	その他収入			
③年間収入合計	112,710	125,970	148,920	
④合計(①+②)-③	19,376,813	16,112,347	18,175,447	
市民一人あたりのコスト	115.34 円	95.91 円	110.15 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の 基本情報	施設番号	S00695	住所(所在地)	松阪市鎌田町656番地	
	施設名称	鎌田中学校(校舎)			
	根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和32年度
	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産
	設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が、昭和23年の学校再配置により現在の鎌田中学校となる。			

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	43 台		
	土地	敷地面積	16679.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和33年 1月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	3837.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成9年			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-			体育館: 退避先(地震○、津波▲、風水害○、指定避難所●) 校舎: 退避先(地震○、津波○、風水害○)				
		洪水浸水想定区域内にある	○							
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-	
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	-	
	(歴大3・規0計模0画改修等の履平成30万円以上)	実施年度	対象建物			改修内容			費用(税込)	
		平成26年度	鎌田中学校(武道館)			武道場内装改修工事			4,327,560 円	
		平成29年度	鎌田中学校(体育館)【S00700】			屋内運動場床改修工			34,982,280 円	
		平成29年度	鎌田中学校(武道館)【S00707】			鎌田中学校武道場天井改修工事			8,264,160円	
平成30年度		校舎			空調設備整備			69,241,098 円		
リスク・高機能化対応度	平成30年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									

③ 管理の概要	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日		
	管理者・運営者名				業務内容				
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計


④ 施設の 利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による			
児童数	人	407	404	388	
年間利用件数	件	-	-	-	
利用可能件数	件	-	-	-	
稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-	

【鎌田中学校(校舎)】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤ 管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	14,391,882	13,155,853	16,172,262
	光熱水費	3,813,448	3,575,598	4,682,842
	保守点検委託料	935,782	621,314	815,131
	賃借料	3,735,730	3,440,576	2,732,743
	修繕費	680,756	196,030	1,995,725
	その他の経費	5,226,166	5,322,335	5,945,821
	人件費	451,900	465,900	469,150
	職員等	332,850	339,150	343,600
	非常勤職員	119,050	126,750	125,550
	①小計	14,843,782	13,621,753	16,641,412
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	171,870	135,660	147,390
	その他収入			
③年間収入合計	171,870	135,660	147,390	
④合計(①+②)-③	14,671,912	13,486,093	16,494,022	
市民一人あたりのコスト	87.33 円	80.27 円	99.96 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】


① 施設の基本情報			施設番号	S00708	住所(所在地)	松阪市垣鼻町1790番地1				
			施設名称	久保中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和37年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産			
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が、昭和23年の学校再配置により現在の久保中学校となる。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	63 台		
	土地	敷地面積	21666.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和37年11月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	2244.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成8年			耐震補強(実施年月)	平成9年			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-			体育館: 退避先(地震○、津波○、風水害○、指定避難所●) 校舎: 退避先(地震○、津波○、風水害○)				
		洪水浸水想定区域内にある	○							
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-	
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	-	
	(歴大規模改修等の履歴)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成28年度	久保中学校(校舎)		空調設備改修工事			3,196,800 円		
		平成29年度	久保中学校【S00708】		サッシ・外壁改修工			7,051,320 円		
		平成29年度	久保中学校(武道場)【S00723】		久保中学校武道場天井改修他工事			10,943,640円		
平成30年度		校舎		空調設備工事			40,473,193 円			
リスク・高機能化対応度	平成30年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいても中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									
③ 管理の概要	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名				業務内容					
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人
④ 施設の利用状況等	利用内容	単位	実績数							
			平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による							
	児童数	人	656	655	666					
	年間利用件数	件	-	-	-					
	利用可能件数	件	-	-	-					
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-					

【久保中学校(校舎)】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤ 管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	24,871,472	22,922,023	18,641,020
	光熱水費	11,851,039	6,853,831	4,595,228
	保守点検委託料	918,755	666,674	2,032,031
	賃借料	3,773,695	4,968,586	2,732,743
	修繕費	1,002,327	2,007,250	2,887,721
	その他の経費	7,325,656	8,425,682	6,393,297
	人件費	451,900	465,900	469,150
	職員等	332,850	339,150	343,600
	非常勤職員	119,050	126,750	125,550
	①小計	25,323,372	23,387,923	19,110,170
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	119,340	110,160	123,420
	その他収入			
③年間収入合計	119,340	110,160	123,420	
④合計(①+②)-③	25,204,032	23,277,763	18,986,750	
市民一人あたりのコスト	150.02 円	138.56 円	115.07 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】


① 施設の 基本情報			施設番号	S00740	住所(所在地)	松阪市立野町1344番地				
			施設名称	中部中学校(校舎)						
			根拠条例	松阪市立学校設置条例			設置年度	昭和45年度		
			担当部署	教育委員会事務局 教育総務課			財産区分	12 公共用財産		
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が幾度の統合等を経て、昭和44年に現在の中部中学校となる。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	59 台		
	土地	敷地面積	47888.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和46年 3月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	4541.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成9年			耐震補強(実施年月)	平成10年			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-			体育館:退避先(地震○、津波○、風水害○、指定避難所●) 校舎:退避先(地震○、津波○、風水害○)				
		洪水浸水想定区域内にある	-							
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-	
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	-	
	(歴大規模改修等の履歴)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成26年度	中部中学校(校舎)		職員室・校長室・事務室空調設備改修			3,493,800 円		
		平成28年度	中部中学校(校舎)		屋上防水改修ほか工事			26,887,680 円		
		平成28年度	中部中学校(柔剣道場)		武道場天井改修工事			8,007,120 円		
平成30年度		中部中学校(校舎)		空調設備整備			74,261,770 円			
	リスク・高機能化対応度	平成30年 大規模空調設備								
	管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
③ 管理の概要	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日				
	管理者・運営者名				業務内容					
	正規職員	人	労務員	0.10 人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.10 人
④ 施設の 利用状況等	利用内容	単位	実績数							
			平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による							
	児童数	人	663	669	635					
	年間利用件数	件	-	-	-					
	利用可能件数	件	-	-	-					
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-					

【中学校(校舎)】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	17,828,889	21,286,180	18,641,020
	光熱水費	4,234,567	4,578,372	4,595,228
	保守点検委託料	1,619,369	1,712,930	2,032,031
	賃借料	3,735,724	4,968,586	2,732,743
	修繕費	1,268,021	1,961,084	2,887,721
	その他の経費	6,971,208	8,065,208	6,393,297
	人件費	451,900	451,900	687,200
	職員等	332,850	332,850	687,200
	非常勤職員	119,050	119,050	0
	①小計	18,280,789	21,738,080	19,328,220
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	113,220	113,220	112,710
	その他収入			
③年間収入合計	113,220	113,220	112,710	
④合計(①+②)-③	18,167,569	21,624,860	19,215,510	
市民一人あたりのコスト	108.14 円	128.72 円	116.46 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00733	住所(所在地)	松阪市小片野町228番地		
		施設名称	大江中学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成3年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された大石中学校、小片野中学校、茅広江中学校が昭和23年に統合され現在の大江中学校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	13 台		
	土地	敷地面積	14219.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成 4年 3月 17日	建物取得費	359,579,180 円		
		延床面積	1810.80 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-			体育館:退避先(地震○、津波○、風水害○、指定避難所●)				
		洪水浸水想定区域内にある	-			校舎:退避先(地震○、津波○、風水害○)				
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-	
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	-	
	(歴大規模改修等の履歴)	実施年度	平成30年度		対象建物	校舎		改修内容	空調設備整備	
		費用(税込)	17,080,902 円							
		リスク・高機能化対応度	平成30年 大規模空調設備							
		管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。							
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項		統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								

③ 管理の概要	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名			業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計

④ 施設の 利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
	開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による		
	児童数	人	27	23	17
	年間利用件数	件	-	-	-
	利用可能件数	件	-	-	-
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-

【大江中学校(校舎)】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤ 管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	11,113,028	8,139,385	8,900,763
	光熱水費	1,633,687	1,659,809	1,680,039
	保守点検委託料	2,330,586	1,515,985	1,791,882
	賃借料	4,235,301	1,002,826	2,732,743
	修繕費	404,769	1,520,532	248,354
	その他の経費	2,508,685	2,440,233	2,447,745
	人件費	119,050	126,750	125,550
	職員等	0	0	0
	非常勤職員	119,050	126,750	125,550
	①小計	11,232,078	8,266,135	9,026,313
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	80,070	65,280	56,100
	その他収入			
③年間収入合計	80,070	65,280	56,100	
④合計(①+②)-③	11,152,008	8,200,855	8,970,213	
市民一人あたりのコスト	66.38 円	48.81 円	54.36 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の基本情報	施設番号	S00757	住所(所在地)	松阪市魚見町884番地		
	施設名称	東部中学校(校舎)				
	根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和53年度	
	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
	設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が幾度の統合等を経て、昭和54年に現在の東部中学校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	35 台			
	土地	敷地面積	45706.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-			
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	校舎		建築年月日	昭和53年10月30日	建物取得費	327,222,296 円			
		延床面積	4369.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成10年			耐震補強(実施年月)	平成11年				
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有					
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-			体育館: 退避先(地震○、津波○、風水害○、指定避難所●) 校舎: 退避先(地震○、津波○、風水害○)					
		洪水浸水想定区域内にある	-								
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-		
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	-		
	③ 管理の概要	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)				
		平成27年度	東部中学校(校舎)		屋上防水改修工事		23,949,000 円				
		平成28年度	東部中学校(体育館)		屋内運動場床改修工事		29,756,160 円				
		平成29年度	東部中学校(武道場)		武道場天井改修工事		8,422,920円				
平成30年度		東部中学校(校舎)		空調設備整備		51,775,555 円					
リスク・高機能化対応度	平成30年 大規模空調設備										
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。										
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。										
利用時間	松阪市学校管理に関する規則による			休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による			運営形態	直営		
委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日					
管理者・運営者名				業務内容							
正規職員	人		労務員	0.05 人	再任用職員	人		非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人


④ 施設の利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
	開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による		
	児童数	人	305	290	259
	年間利用件数	件	-	-	-
	利用可能件数	件	-	-	-
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-

【東部中学校(校舎)】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤ 管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	16,204,831	11,812,427	15,472,997
	光熱水費	3,178,248	3,542,697	3,427,824
	保守点検委託料	2,676,753	1,703,256	1,739,039
	賃借料	4,273,274	1,002,826	2,732,743
	修繕費	1,385,728	258,984	3,087,883
	その他の経費	4,690,828	5,304,664	4,485,508
	人件費	451,930	465,900	469,150
	職員等	332,850	339,150	343,600
	非常勤職員	119,080	126,750	125,550
	①小計	16,656,761	12,278,327	15,942,147
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	40,800	19,380	38,250
	その他収入			
③年間収入合計	40,800	19,380	38,250	
④合計(①+②)-③	16,615,961	12,258,947	15,903,897	
市民一人あたりのコスト	98.90 円	72.97 円	96.39 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の 基本情報		施設番号	S00775	住所(所在地)	松阪市曲町4番地8		
		施設名称	西中学校(校舎)				
		根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	昭和59年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い各地区に設置された中学校が昭和34年に西部中学校となり、昭和60年に殿町中学校の一部を編入し、現在の西中学校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	市街化調整区域		駐車場(収容台数)	20 台		
	土地	敷地面積	37744.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	校舎			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上5階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和60年 3月10日	建物取得費	585,000,000 円		
		延床面積	4597.25 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有 体育館: 退避先(地震○、津波○、風水害○、指定避難所●) 校舎: 退避先(地震○、津波○、風水害○)				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-							
		洪水浸水想定区域内にある	-							
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-	
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	-	
	(歴大規模改修等の履歴)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
		平成26年度	西中(外トイレ)		屋外トイレ改築工事			7,777,080 円		
		平成28年度	西中(柔剣道場)		武道場天井改修工事			8,776,080 円		
		平成29年度	西中(校舎)		屋上防水改修工事			8,459,000 円		
平成30年度		西中(校舎)		空調設備整備			52,716,732 円			
リスク・高機能化対応度	平成23年 多目的トイレ、平成30年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									

③ 管理の概要	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名	業務内容							
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	0.05 人	非常勤職員	人	合計

④ 施設の 利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
	開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による		
	児童数	人	493	478	439
	年間利用件数	件	-	-	-
	利用可能件数	件	-	-	-
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-

【西中学校(校舎)】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤ 管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	18,251,277	14,939,681	15,584,127
	光熱水費	3,290,694	3,395,884	3,445,955
	保守点検委託料	2,762,128	1,734,360	1,928,178
	賃借料	4,273,276	1,002,826	2,732,743
	修繕費	1,633,410	1,663,410	1,831,196
	その他の経費	6,291,769	7,143,201	5,646,055
	人件費	498,750	505,350	509,550
	職員等	498,750	505,350	509,550
	非常勤職員	0	0	0
	①小計	18,750,027	15,445,031	16,093,677
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
その他の経費				
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	187,680	140,250	119,850
	その他収入			
③年間収入合計	187,680	140,250	119,850	
④合計(①+②)-③	18,562,347	15,304,781	15,973,827	
市民一人あたりのコスト	110.49 円	91.10 円	96.81 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の 基本情報	施設番号	S01461	住所(所在地)	松阪市嬉野下之庄町1725番地		
	施設名称	嬉野中学校(嬉野中学校(嬉野)管理教室棟①)				
	根拠条例	松阪市立学校設置条例	設置年度	昭和45年度		
	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課	財産区分	12 公共用財産		
	設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革については昭和22年新学制の開始に伴い設置された組合立嬉野中学校が母体となっている。				

② 建物の概要	設置形態	単独	用途地域等	市街化調整区域	駐車場(収容台数)	66 台	
	土地	敷地面積	39078.00 m ²	所有者	市	借地期間・借地料	-
	主たる建物	建物名称	嬉野中学校(嬉野)管理教室棟①		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階	
		用途	校舎	建築年月日	昭和46年 3月 1日	建物取得費	939,760,000 円
		延床面積	1464.00 m ²	所有者	市	耐震基準	旧耐震基準
		耐震診断(実施年月)	平成8年		耐震補強(実施年月)	平成8年	
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-	避難所の指定状況	有		
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-		体育館: 退避先(地震○、津波○、風水害○、指定避難所●)		
		洪水浸水想定区域内にある	-		校舎: 退避先(地震○、津波○、風水害○)		
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○	入口スロープ等	○	自動ドア	-
		手すり	○	点字ブロック	-	エレベーター	-
	～歴大3・規0計模0画改修等の履万円の履以上～	実施年度	対象建物	改修内容	費用(税込)		
		平成10年度	校舎(管理教室棟①)	耐震・大規模	87,150,000 円		
		平成23年度	体育館(武道館)	平成23年地震補強・大規模	171,903,900 円		
		平成26年度	嬉野中学校(校舎)	放送設備改修工事	5,891,400 円		
平成28年度		嬉野中学校(柔剣道場)	武道場天井改修工事	11,194,200 円			
平成30年度		嬉野中学校(校舎)	空調設備整備	41,764,787 円			
リスク・高機能化対応度	平成30年 大規模空調設備						
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となり、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。						
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い関わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。						

③ 管理の概要	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による	休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による	運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日	至	年 月 日				
	管理者・運営者名	業務内容							
	正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計

④ 施設の 利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
	開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による		
	児童数	人	508	515	507
	年間利用件数	件	-	-	-
	利用可能件数	件	-	-	-
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-

学校(嬉野中学校(嬉野)管理教		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	24,617,745	19,217,169	18,380,623
	光熱水費	7,664,750	8,190,759	7,848,891
	保守点検委託料	3,131,584	1,939,341	1,220,567
	賃借料	5,222,236	1,986,165	2,732,742
	修繕費	878,850	1,068,876	462,789
	その他の経費	7,720,325	6,032,028	6,115,634
	人件費	451,900	465,900	469,150
	職員等	332,850	339,150	343,600
	非常勤職員	119,050	126,750	125,550
	①小計	25,069,645	19,683,069	18,849,773
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	42,840	64,770	74,970
	その他収入			
③年間収入合計	42,840	64,770	74,970	
④合計(①+②)-③	25,026,805	19,618,299	18,774,803	
市民一人あたりのコスト	148.97 円	116.78 円	113.79 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の基本情報	施設番号	S01570	住所(所在地)	松阪市中道町345番地		
	施設名称	三雲中学校(三雲中学校(三雲)校舎)				
	根拠条例	松阪市立学校設置条例	設置年度	昭和42年度		
	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課	財産区分	12 公共用財産		
	設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革表によれば昭和22年新学制の開始に伴い設置された三渡中学校が昭和43年に雲南中学校と統合し、三雲中学校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独	用途地域等	市街化調整区域	駐車場(収容台数)	48 台			
	土地	敷地面積	30819.00 m ²	所有者	市	借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	三雲中学校(三雲)校舎		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎	建築年月日	昭和43年 3月31日	建物取得費	747,770,000 円		
		延床面積	3998.48 m ²	所有者	市	耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成9年		耐震補強(実施年月)	平成11年			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	○	避難所の指定状況	有				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-		体育館: 退避先(地震○、津波×、風水害▲、指定避難所●) 校舎: 退避先(地震○、津波○、風水害○)				
		洪水浸水想定区域内にある	○						
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○	入口スロープ等	○	自動ドア	-		
		手すり	○	点字ブロック	-	エレベーター	-		
	③ 管理の概要	実施年度	平成11年度	対象建物	三雲中学校(校舎)【S01570】	改修内容	地震補強、大規模改造	費用(税込)	152,702,550 円
			平成28年度	三雲中学校(校舎)【S01570】	空調設備改修工事		3,196,800 円		
			平成30年度	三雲中学校(校舎)	空調設備改修工事		28,802,506 円		
		リスク・高機能化対応度	平成30年 大規模空調設備						
管理・運営上の問題点		平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。							
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。								
利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営		
委託期間(指定管理の場合)	自	年	月	日	至	年	月	日	
管理者・運営者名	業務内容								
正規職員	人	労務員	0.05 人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計	0.10 人

④ 施設の利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
	開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による		
	児童数	人	473	480	491
	年間利用件数	件	-	-	-
	利用可能件数	件	-	-	-
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-

【三雲中学校(三雲中学校(三雲)校舎)】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤ 管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	17,664,427	22,275,743	18,003,548
	光熱水費	6,317,316	6,855,827	7,246,143
	保守点検委託料	1,128,924	1,036,245	1,133,723
	賃借料	3,734,434	3,405,583	2,697,750
	修繕費	436,420	3,351,144	1,229,750
	その他の経費	6,047,333	7,626,944	5,696,182
	人件費	451,900	465,900	469,150
	職員等	332,850	339,150	343,600
	非常勤職員	119,050	126,750	125,550
	①小計	18,116,327	22,741,643	18,472,698
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	82,620	35,190	28,560
	その他収入			
③年間収入合計	82,620	35,190	28,560	
④合計(①+②)-③	18,033,707	22,706,453	18,444,138	
市民一人あたりのコスト	107.34 円	135.16 円	111.78 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の基本情報	施設番号		S01720	住所(所在地)	松阪市飯南町粥見566番地							
	施設名称		飯南中学校(飯南中学校(校舎))									
	根拠条例	松阪市立学校設置条例	設置年度	平成元年度								
	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課	財産区分	12 公共用財産								
設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校の沿革については昭和22年新学制の開始に伴い設置された粥見中学校と柿野中学校が平成2年に統合され、現在の飯南中学校に至る。											
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	69 台				
	土地	敷地面積	49254.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-				
	主たる建物	建物名称	飯南中学校(校舎)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階					
		用途	校舎		建築年月日	平成 2年 2月 1日	建物取得費	不明				
		延床面積	4192.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準			
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要					
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有						
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	○			体育館: 退避先(地震○、津波-、風水害△) 体育館: 避難所(地震○、風水害○) 校舎: 退避先(地震○、津波-、風水害△) 校舎: 避難所(地震△、風水害△)						
		洪水浸水想定区域内にある	-									
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-			
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	○			
	③ 管理の概要	実施年度	平成16年度		対象建物	飯南中学校(校舎)【S01720】		改修内容	大規模改造		費用(税込)	47,250,000 円
		平成28年度	飯南中学校(校舎)【S01720】				トイレ改修工事				3,844,800 円	
		平成29年度	飯南中学校(校舎)【S01720】				外壁改修工事				4,639,680 円	
		平成30年度	飯南中学校(校舎)				空調設備整備				28,802,056 円	
リスク・高機能化対応度		平成16年 大規模改造(障害)【エレベータ棟】、平成30年 大規模空調設備										
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。											
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。											
利用時間	松阪市学校管理に関する規則による			休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による			運営形態	直営			
委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日							
管理者・運営者名				業務内容								
正規職員	人		労務員	人		再任用職員	人		非常勤職員	0.05 人	合計	0.05 人

④ 施設の利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による			
児童数	人	114	105	108	
年間利用件数	件	-	-	-	
利用可能件数	件	-	-	-	
稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-	

【飯南中学校(飯南中学校(校舎))】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	17,074,749	17,042,365	14,936,731
	光熱水費	5,133,299	5,048,720	5,359,495
	保守点検委託料	3,150,761	3,013,725	2,198,470
	賃借料	4,218,054	4,933,594	2,899,385
	修繕費	1,373,573	967,500	1,274,320
	その他の経費	3,199,062	3,078,826	3,205,061
	人件費	119,050	126,750	125,550
	職員等	0	0	0
	非常勤職員	119,050	126,750	125,550
	①小計	17,193,799	17,169,115	15,062,281
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	10,200	16,830	10,200
	その他収入			
③年間収入合計	10,200	16,830	10,200	
④合計(①+②)-③	17,183,599	17,152,285	15,052,081	
市民一人あたりのコスト	102.28 円	102.10 円	91.22 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の 基本情報	施設番号	S01776	住所(所在地)	松阪市飯高町宮前927番地2		
	施設名称	飯高中学校(飯高中学校校舎(飯高))				
	根拠条例	松阪市立学校設置条例		設置年度	平成9年度	
	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
	設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校沿革については昭和22年新学制の開始に伴い設置された宮前中学校が昭和50年に名称変更され、現在の飯高東中学校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	15 台		
	土地	敷地面積	19170.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	飯高中学校校舎(飯高)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	平成 9年12月24日		建物取得費	458,160,000 円	
		延床面積	2131.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-			体育館: 退避先(地震○、津波-、風水害△) 体育館: 避難所(地震△、風水害△)				
		洪水浸水想定区域内にある	-							
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-	
手すり		○		点字ブロック	-		エレベーター	-		
(歴大3・規0計模0画改修等の履以上)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)			
	平成27年度	飯高東中学校(体育館)		屋内運動場天井改修工事			26,881,200 円			
	平成30年度	校舎		空調設備整備			29,505,427 円			
リスク・高機能化対応度	平成30年 大規模空調設備									
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									

③ 管理の概要	利用時間	松阪市学校管理に関する規則による		休館日	松阪市学校管理に関する規則第4条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名			業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.05 人	合計


④ 施設の 利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
開校日数	日	松阪市学校の管理に関する規則3条及び4条による			
児童数	人	73	65	57	
年間利用件数	件	-	-	-	
利用可能件数	件	-	-	-	
稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-	

【飯高中学校(飯高中学校校舎(飯高))】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	12,823,204	7,874,836	10,430,098
	光熱水費	2,283,805	2,146,083	2,087,182
	保守点検委託料	2,178,617	1,641,584	2,108,830
	賃借料	3,700,737	967,833	2,697,749
	修繕費	1,602,223	416,786	988,901
	その他の経費	3,057,822	2,702,550	2,547,436
	人件費	119,050	119,050	125,550
	職員等			0
	非常勤職員	119,050	119,050	125,550
	①小計	12,942,254	7,993,886	10,555,648
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	410	6,120	1,840
	その他収入			
③年間収入合計	410	6,120	1,840	
④合計(①+②)-③	12,941,844	7,987,766	10,553,808	
市民一人あたりのコスト	77.03 円	47.55 円	63.96 円	

特記事項	
------	--

施設カルテ

【平成30年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01770	住所(所在地)	松阪市飯高町宮本216番地		
		施設名称	飯高西中学校(飯高西中学校校舎(飯高))				
		根拠条例	松阪市旧学校施設条例		設置年度	昭和50年度	
		担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		財産区分	12 公共用財産	
		設置目的	中学校については学校教育法第45条において『小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする』とされ、同法第49条において同法第38条の『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』との規定の準用を受け市町村において設置の義務がある。 なお、学校の沿革については昭和22年新学制の開始に伴い設置された川俣中学校、森中学校、波瀬中学校が昭和50年に統合され、飯高西中学校となる。平成28年3月31日で廃校となる。				

② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	21 台		
	土地	敷地面積	9832.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	-		
	主たる建物	建物名称	飯高西中学校校舎(飯高)			構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階			
		用途	校舎		建築年月日	昭和51年 3月 1日	建物取得費	792,490,000 円		
		延床面積	3686.00 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成10年			耐震補強(実施年月)	平成11年			
	防災等	津波浸水想定区域内にある	-		避難所の指定状況	有				
		土砂災害(特別)警戒区域内にある	-			体育館: 退避先(地震○、津波-、風水害△) 体育館: 避難所(地震○、風水害○) 校舎: 退避先(地震○、津波-、風水害△) 校舎: 避難所(地震○、風水害△)				
		洪水浸水想定区域内にある	-							
	バリアフリー情報	多目的トイレ	○		入口スロープ等	○		自動ドア	-	
		手すり	○		点字ブロック	-		エレベーター	○	
	(歴大規模改修等の履歴)	実施年度	対象建物		改修内容		費用(税込)			
		平成11年度	飯高西中学校(校舎)		平成11年耐震補強		169,937,150 円			
		平成14年度	飯高西中学校(校舎)		平成14年大規模改造		23,849,700 円			
リスク・高機能化対応度	平成14年 大規模改造【障害児教室等バリアフリー化】									
管理・運営上の問題点	平成30年4月現在で市内の中学校のうち、建設から30年以上経過している学校が11校中8校となっており、全体の約73%を占め、小学校同様に施設の老朽化が進展しています。									
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	統廃合にあたって配慮すべき事項として、教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。地域との関わりにおいては中学校区が一つのコミュニティの単位となっていること、中学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。									

③ 管理の概要	利用時間	松阪市旧学校施設条例管理による		休館日	松阪市旧学校施設条例施行規則第2条による		運営形態	直営	
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日		至	年 月 日			
	管理者・運営者名			業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計

④ 施設の利用状況等	利用内容	単位	実績数		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
	開校日数	日	-	-	-
	児童数	人	-	-	-
	年間利用件数	件	-	-	-
	利用可能件数	件	-	-	-
	稼働率(年間利用件数/利用可能件数)	%	-	-	-

【飯高西中学校(飯高西中学校校舎(飯高))】		平成28年度	平成29年度	平成30年度
⑤管理・運営の経費	施設の維持管理に係る経費			
	維持管理経費	3,525,981	5,332,043	3,284,892
	光熱水費	1,334,618	980,019	946,997
	保守点検委託料	2,088,815	3,188,592	2,036,614
	賃借料	3	967,833	0
	修繕費	0	0	210,600
	その他の経費	102,545	195,599	90,681
	人件費	0	0	0
	職員等	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
	①小計	3,525,981	5,332,043	3,284,892
	施設の運営・事業に係る経費			
	運営・事業等経費	0	0	0
	指定管理委託料			
	その他の経費			
②小計	0	0	0	
財源	補助金等収入			
	使用料等収入	410	0	0
	その他収入			
③年間収入合計	410	0	0	
④合計(①+②)-③	3,525,571	5,332,043	3,284,892	
市民一人あたりのコスト	20.99円	31.74円	19.91円	

特記事項	
------	--

